

<投資信託に関する留意事項>

【投資信託のリスク】

●投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし、投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により、基準価額が変動します。よって元本および収益金が保証されておりません。

【投資信託に関する諸費用】

●投資信託は、申込時に「購入時手数料(※)」や換金時に「信託財産留保額」および「換金手数料」がかかるものがあります。また、運用期間中は「運用管理費用(信託報酬)」および「その他の費用(監査報酬等)」などがかかります。ただし、これら費用はファンドにより異なりますので、料率、上限額等を表示することができません。必ず、各ファンドの目論見書等でご確認ください。また、当該手数料等の合計額についても、ファンドによって、またファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※つみたて投資枠における対象商品は、いずれも購入時手数料が発生しません。

【その他の重要事項】

- 投資信託は、預金保険の対象ではありません。当金庫で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、預金ではなく、元本の保証はされていません。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入した利用者さまに帰属します。
- 投資信託の取扱いは当金庫が行いますが、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託をご購入の際には「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」をご確認のうえご自身でご判断ください。「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」は、当金庫の投資信託取扱店舗にご用意しております。ただし、インターネットバンキング専用ファンドについては、インターネットによる電子交付となります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの規定の適用はありません。

<NISA(少額投資非課税制度)に関する留意事項>

- NISA口座は、すべての金融機関を通じて、同一年内に1人1口座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除きます)。また、NISA口座内で保有している株式投資信託を変更後の金融機関等に移管することはできません。
- 日本にお住まいの18歳以上の方(NISAをご利用になる年の1月1日現在で18歳以上の方)が対象です。
- 年間投資枠は、つみたて投資枠:120万円、成長投資枠:240万円です。また非課税保有限度額(累計の投資上限額)は、つみたて投資枠・成長投資枠合わせて1,800万円、そのうち成長投資枠は最大で1,200万円までとなります。また、売却した場合は翌年以降、その商品の取得価額(簿価)分の再利用が可能です。
- つみたて投資枠と成長投資枠で異なる金融機関を利用することはできません。
- 年間投資枠を超えた部分は、課税口座(特定口座・一般口座)での取扱いになります。また、年間投資枠が余った場合であっても、残りの枠を翌年以降に繰越すことはできません。
- NISA口座の取引で損失が発生しても、税務上ないものとみなされるため、他の課税口座との損益通算や繰越控除はできません。
- 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は、NISA口座での保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため、NISA制度による非課税のメリットは享受できません。
- 利用者さまのご住所・お名前・お取引店が変更となる場合または国外に出国する場合等は、所定の書類をご提出いただく必要があります。

<ろうきん職場つみたてNISAに関する留意事項>

- 「ろうきん職場つみたてNISA」(以下、「本制度」とする。)における取扱商品は、当金庫で選定した、法令等の要件を満たすつみたて投資枠対象商品となります。成長投資枠対象商品はご利用になれません。
- NISA制度における年間非課税投資枠および非課税保有限度額を超える買付はできません。
- 導入に際し、当金庫所定の手続きを踏まえた総合的な判断により、取引先金融機関としてのご契約をお断りさせていただく場合があります。
- 奨励金の取扱いは任意です。奨励金の導入の有無や支給額、支給方法については、事業主さまにてご判断ください。
- 本制度のお取引が、利用者さまの当金庫での取引等に影響を与えることはありません。

*本資料は、2024年10月時点での法令および、(ろうきん)における取扱状況に基づき、労働金庫連合会が作成しています。

<ろうきん)の全国ネットワークお問合せ一覧>

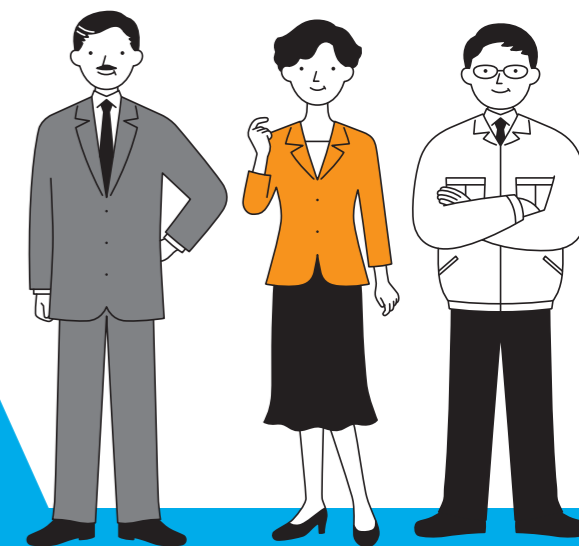
金庫名	TEL	登録金融機関番号
北海道労働金庫	0120-510-926	北海道財務局長(登金)第38号
東北労働金庫	0120-1919-62	東北財務局長(登金)第68号 (青森・岩手・秋田・山形・宮城・福島)
中央労働金庫	0120-86-6956	関東財務局長(登金)第259号 (茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨)
新潟県労働金庫	0120-191-880	関東財務局長(登金)第267号
長野県労働金庫	0120-606-150	関東財務局長(登金)第268号
静岡県労働金庫	0120-609-123	東海財務局長(登金)第72号
北陸労働金庫	0120-3939-41	北陸財務局長(登金)第36号 (富山・石川・福井)

最寄りのろうきんはコチラで検索

金庫名	TEL	登録金融機関番号
東海労働金庫	0120-226-616	東海財務局長(登金)第70号 (愛知・岐阜・三重)
近畿労働金庫	0120-191-968	近畿財務局長(登金)第90号 (滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫)
中国労働金庫	0120-86-3760	中国財務局長(登金)第53号 (鳥取・島根・岡山・広島・山口)
四国労働金庫	0120-505-690	四国財務局長(登金)第26号 (徳島・香川・愛媛・高知)
九州労働金庫	0120-796-210	福岡財務支局長(登金)第39号 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)
沖縄県労働金庫	0120-602-040	沖縄総合事務局長(登金)第8号

【金庫使用欄】

ろうきん 職場つみたて NISA のご案内



職場つみたてNISAとは？

職場つみたてNISAとは、職場という身近な場を通じて、NISAを利用した資産形成ができるよう事業主等が利用者(役職員等)を支援する、福利厚生の増進を図ることを目的とした制度です。

「ろうきん職場つみたてNISA」のポイント

POINT1

口座振替方式で
払込み

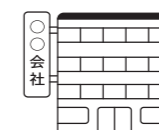
POINT2

対象商品は
14本*

POINT3

ろうきんが
金融経済教育を
サポート

事業主さまの 導入メリット



- ◆ 手軽に従業員の皆さまの資産形成に適した福利厚生制度の導入が可能(導入時の手数料等は不要)
- ◆ (ろうきん)が金融や投資に関する情報を提供
- ◆ (ろうきん)が厳選した商品ラインアップをもとに、長期の資産形成に適したプランをご提案可能

従業員さまの 導入メリット

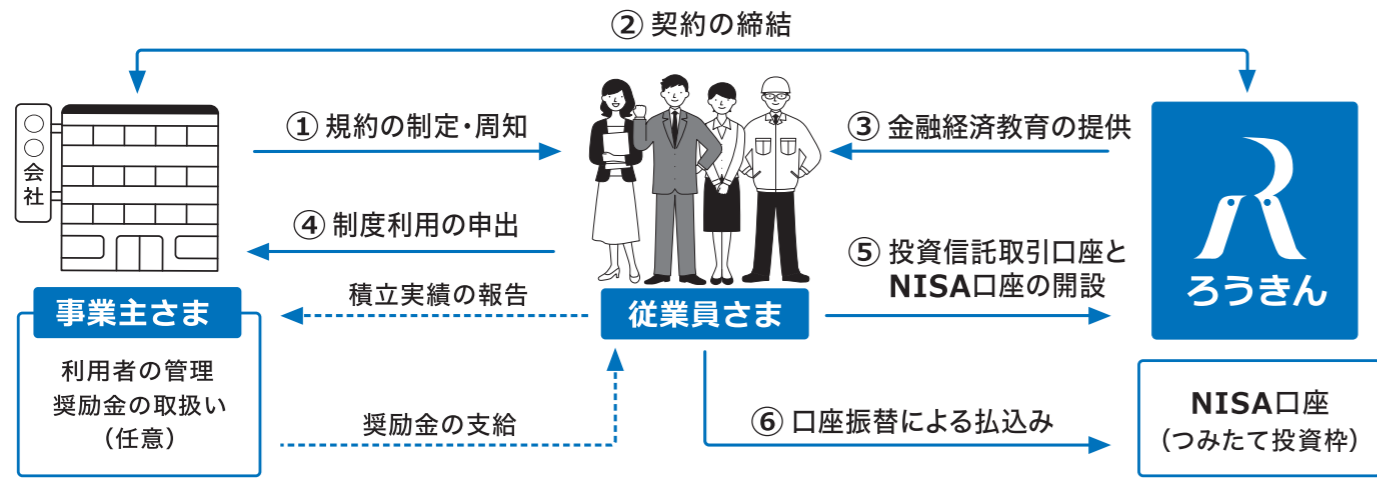


- ◆ NISAの非課税制度を活用可能
- ◆ 毎月1,000円の少額から積立可能
- ◆ 対象商品はすべて、購入時手数料無料
- ◆ 期間中の売却や積立内容の変更も可能
- ◆ (ろうきん普通預金口座)があればすぐに始められる

* (ろうきん)で取扱う「職場つみたてNISA」の対象商品は、「つみたて投資枠」対象商品となります。

従業員の皆さまの資産形成を支援したい事業主さまを
(ろうきん)がサポートさせていただきます!

「ろうきん職場つみたてNISA」の仕組み



※本制度における利用者の管理事務（加入や脱退、積立金額変更の確認等）、また奨励金に係る事務（付与方法や付与条件等の制定と規約への記載、積立実績の確認、奨励金の計算・支給等）は、事業主さまが行うこととなります。

※奨励金の取扱いや税務等（賃上げ促進税制など）については、必要に応じて専門家等にご相談のうえ事業主さまにてご判断ください。

「ろうきん職場つみたてNISA」の事務取扱

お申込方法

「ろうきん職場つみたてNISA」のご利用に必要なお手続き*1は、従業員さまより直接<ろうきん>へお申込みいただけます。

払込方法

従業員さまの<ろうきん普通預金口座>より、毎月所定の日付に「口座振替方式」で払込みのうえ、買付を行います。（「給与天引方式」はご利用いただけません）。

積立実績の報告

奨励金付与*2に必要な積立実績の報告は、従業員さまより事業主さまへ直接行われます。<ろうきん>より利用者さま宛に交付する「取引残高報告書」*3をご活用ください。

金融経済教育のご提供

「ろうきん職場つみたてNISA」実施企業の従業員さま向けに金融経済教育を提供いたします。動画・Webサイト公開のほか、セミナー等に対応いたしますので、ぜひご相談ください。

*1 一部のお手続きについては、インターネットバンキングをご利用いただくことが可能です。

*2 「ろうきん職場つみたてNISA」では、事業主さまの判断により奨励金の付与が可能です。

*3 「取引残高報告書」の交付方法（Webお知らせサービス／書面）および交付時期は、従業員さまの契約状況により異なります。

NISA制度の概要・取扱商品などについては、「ろうきんNISAスペシャルサイト」を併せてご活用ください！



ろうきんNISA
スペシャルサイト



「ろうきん職場つみたてNISA」導入スケジュール例



4月中	制度実施に係る規約、事務取扱等を社内でご検討・決定 社内での制度導入の案内
5月中	「ろうきん職場つみたてNISA」に係る契約関係書類ご提出
6月上旬	加入希望の従業員さまへの説明会および金融経済教育の実施
7月上旬	従業員さまより、「ろうきん職場つみたてNISA」の利用に係るお申込みを受付
7月中	NISA口座開設 ★税務署の審査に通常2～3週間程度を要します
8月	買付開始（従業員さまの<ろうきん普通預金口座>より口座振替）

※ 導入スケジュールはあくまで一例です。

※ 必要書類の提出締切日はお取引先の<ろうきん>によって異なります。契約関係書類のご提出時にご確認ください。

「ろうきん職場つみたてNISA」に関するQ&A



Q 通常のNISA制度と何が違うのでしょうか？



A 「職場つみたてNISA」は、NISA制度を活用した福利厚生制度です。通常のNISAと異なり、従業員さまへの金融経済教育を金融機関が行うほか、利用者さまに奨励金を付与することが可能です。



Q 本制度の導入にあたり、利用規約の作成は必要ですか？



A 制度の適切な運用のため、利用規約の作成が必要です。雛形は<ろうきん>よりご提供させていただきます。



Q 本制度導入前から<ろうきん>でNISA口座を利用している従業員の取扱いはどうしたらいいですか？



A すでに<ろうきん>でNISA口座を利用している場合、該当の口座を活用して「職場つみたてNISA」を利用いただくことが可能です。なお、ご契約先以外の<ろうきん>で開設されたNISA口座の場合は、お取扱いについて別途ご相談ください。



Q 本制度の利用中に、成長投資枠の商品を購入することはできますか？



A 「職場つみたてNISA」での取扱いとはなりませんが、成長投資枠を利用して購入いただくことが可能です。



Q 奨励金の付与方法にはどのようなものがありますか？



A 利用者さまの積立実績に応じて、年1回など定期的に付与することが考えられます。なお、<ろうきん>が従業員さまへ、原則3か月ごとに「取引残高報告書」を交付いたします。本報告書を事業主さまにて取りまとめ、利用規約に応じた奨励金を付与してください。

このほか、本制度に係る詳しい内容や導入に係る事務手続き等は、お取引先の<ろうきん>にお問合せください。